

公益社団法人氏家法人会 入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人氏家法人会長 殿

貴会の趣旨に賛同し入会いたします。入会の上は貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

事業選択	フリガナ		フリガナ	
・法人 ・個人	法人名	⑩	代表者名	(役職名も記入)
所在地 (登記場所)	〒		電 話	
			F A X	
ホームページ			メールアドレス	
別指定 連絡先 (ある場合)	〒		電 話	
			F A X	
決算期	月	資本金額	円	業 種
関与税理士				加入推薦者
所属支部	支部 (いずれかの地区支部へご所属願います)			※FAX、メールアドレス等も可能な限りご記入をお願いします。

●個人情報について・・・当会ホームページ機関誌による情報公開について (どちらかに○)

【同意する】 【同意しない】

氏家法人会年会費 (該当部分に○)

会員区分	該当	資本金	年額	備考
正 会 員	A	300 万円未満	3,000 円	個人事業主 は賛助会員 になります。 す。
	B	300 万円以上 500 万円未満	4,500 円	
	C	500 万円以上 1000 万円未満	7,000 円	
	D	1000 万円以上 3000 万円未満	10,000 円	
	E	3000 万円以上 5000 万円未満	11,000 円	
	F	5000 万円以上	12,000 円	
	G	正会員が代表を務める別法人(注 1)	2,000 円	
	H	管内に事業所を有する法人、公益法人等(注 2)	4,000 円	
賛助会員	I	この法人の事業を賛助するために入会した者	4,000 円	

(注 1) 同一代表が務める別法人の場合、基本は最も資本金の高い法人を主正会員とします。

(注 2) 「管内に事業所を有する法人」とは、氏家税務署管轄外に本社等を置き、管内に支店等を有する法人を指します。また管内に複数支店等がある法人の場合、代表する 1 支店を正会員とし、他を賛助会員とします。

①会費は、毎年 4 月 1 日の資本金を基準にして年 1 回納入いただきます。

②事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数によります。

当会は、入会申込書に記載された会員企業に係る情報を、研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。
(公社) 氏家法人会 〒329-1311 さくら市氏家 2379-30 電話 028-682-5285 FAX028-682-7109

事務欄	会長確認	本部確認	支部確認	備考

入会の皆様へ・・・ 法人会の目的と事業と会員関係規定について【定款より抜粋】

(目的)

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(一部抜粋)

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| (1) 税知識の普及を目的とする事業 | (2) 納税意識の高揚を目的とする事業 |
| (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 | (4) 地域企業の健全な発展に資する事業 |
| (5) 地域社会への貢献を目的とする事業 | (6) 会員の交流に資するための事業 |
| (7) 会員の福利厚生等に資する事業 | |

(資格)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 氏家税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む)で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者

(会費)

第7条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(退会)

第9条 この法人を退会しようとする者は、理事会の定めるところにより退会手続きを行い、任意に退会することができる。

【参考資料】

(公社) 氏家法人会支部一覧 (会費の集金等は各支部が行います。)

支部一覧	住所	電話	FAX
塩谷支部	塩谷郡塩谷町田所 1601 - 1 (塩谷町商工会内)	0287-45-0511	0287-45-1973
矢板支部	矢板市扇町 1-2-7 (矢板市商工会内)	0287-43-0272	0287-43-1767
さくら支部	さくら市氏家 4504 - 1 (氏家商工会内)	028-682-2019	028-682-9165
高根沢支部	塩谷郡高根沢町宝積寺 2416 (高根沢町商工会内)	028-675-0337	028-675-4724
那須烏山支部	那須烏山市金井 2 - 5 - 11 (那須烏山商工会内)	0287-82-2323	0287-83-2566
那珂川支部 (本所)	那須郡那珂川町馬頭 116 - 5 (那珂川町商工会本所内)	0287-92-2249	0287-92-5984
那珂川支部 (小川支所)	那須郡那珂川町小川 702 - 3 (那珂川町商工会小川支所内)	0287-96-3172	0287-96-3294

入会金計算早見表

区分	年会費 (円)	入会月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	3,000	2,750	2,500	2,250	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000	750	500	250	0
B	4,500	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500	1,120	750	370	0
C	7,000	6,410	5,830	5,250	4,660	4,080	3,500	2,910	2,330	1,750	1,160	580	0
D	10,000	9,160	8,330	7,500	6,660	5,830	5,000	4,160	3,330	2,500	1,660	830	0
E	11,000	10,080	9,160	8,250	7,330	6,410	5,500	4,580	3,660	2,750	1,830	910	0
F	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0
G	2,000	1,830	1,660	1,500	1,330	1,160	1,000	830	660	500	330	160	0
H	4,000	3,660	3,330	3,000	2,660	2,330	2,000	1,660	1,330	1,000	660	330	0
I	4,000	3,660	3,330	3,000	2,660	2,330	2,000	1,660	1,330	1,000	660	330	0